

令和３年２月

各 位

東京都台東区浅草橋 1－3－14
東京文具工業健康保険組合

**令和３年福島県沖を震源とする
地震にかかる災害救助法の適用について**

令和３年２月13日の地震による災害により、被害にあわれた被保険者及び被扶養者、並びに事業所の皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、下記の災害救助法適用地域にお住まいで、被災された被保険者及び被扶養者の方々につきましては、次の支援措置を行いますのでお知らせいたします。

【災害救助法適用地域】

福島県 福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市
本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会
津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡
浪江町、相馬郡新地町

1.健康保険被保険者証（保険証）の提示ができないとき

被災して被保険者証を紛失・消失し、あるいは家に残したまま避難しているため医療機関等の窓口で保険証が提示できない場合でも、次の事項を申告すれば受診できます。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 連絡先（電話番号等）
- (4) 勤務する事業所名

2.健康保険被保険者証（保険証）の再交付

保険証を紛失し、再交付が必要となった場合は、勤務する事業所にご連絡いただくようお願いします。当組合では速やかに被保険者証を再発行いたします。

※この手続きは通常事業主を経由して行っていますが、困難な場合は当組合まで直接ご連絡ください。

3. 保険料の納付期限の延長および納付猶予について

今回の災害により被災した任意継続被保険者の方に対しまして、その被害状況に応じて、保険料の納付期限の延長および納付猶予をいたします。

※ご不明な点等がございましたら、東京文具工業健康保険組合までお問い合わせください。

なお、災害救助法適用地域の最新情報は、「[内閣府 防災情報のページ](#)」でご確認いただけます。

【お問い合わせ先】

電話：03-3866-8141